

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）が実施する「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値を守り伝える活動（以下「活動」という。）の認定制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動とは、実施主体が「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値（顕著な普遍的価値）を守り、又は伝えるために行う自主的な活動をいう。
- (2) 実施主体とは、次のアからカまでに掲げる要件すべてを満たすものをいう。
 - ア 5名以上で構成される法人又は団体であること。
 - イ 法人又は団体の代表者が18歳以上であること。
 - ウ 任意団体にあつては会員が主体的・自主的に運営し、活動を広く公開していること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と関わりのある法人又は団体でないこと。
 - オ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う法人又は団体でないこと。
 - カ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う法人又は団体でないこと。

(認定手続)

第3条 実施主体は、協議会が開設するウェブサイトの情報提供フォーム又は任意の書類に必要事項を記載し、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）あて情報提供する。

2 事務局長は次条の認定要件に基づき前項の情報提供内容を審査し、その結果を実施主体に通知する。

(認定要件)

第4条 協議会は、実施主体が行う活動が、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には認定をするものとする。

- (1) 法令及び協議会が定める広報ガイドライン等のルールを遵守する活動であること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (5) この要綱を遵守した活動であること。

(報告)

第5条 実施主体は、活動の実施後、速やかにその活動内容を事務局長に報告しなければならない。なお、その際に提出した写真・動画等を、協議会がウェブサイト、SNS等に掲載することに予め同意するものとする。

(報酬等)

第6条 協議会は、実施主体に対し、活動に係る報酬、交通費、食費、その他対価等を原則として支払わないものとする。

(保険)

第7条 実施主体は、活動内容に応じてボランティア活動保険等相応の保険に加入するものとする。

(免責事項)

第8条 協議会は、活動中に次の各号の事由が発生した場合でも一切の責任を負わない。

- (1) 実施主体と第三者の間における事実上又は法律上の紛争
- (2) 協議会の責めに帰すべき事由によらずに発生した、病気やけが等の事故

(認定解除手続)

第9条 実施主体は、活動の認定解除を希望する場合は、事務局長に解除の申出を行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 協議会は、実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 情報提供内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 協議会の運営を故意に妨害する等、不適切な行為を行った場合
- (3) この要綱に違反した場合
- (4) 認定継続の意思確認ができなかった場合
- (5) その他、協議会が不相当であると判断した場合

(要綱の変更)

第11条 協議会は、この要綱を随時変更できるものとする。

2 前項に定める要綱の変更は、ウェブサイトに掲載した時点より効力が生じる。

附則

この要綱は、令和元年9月24日より施行する。